

気軽に
お越し
ください

教育費や子育ての相談会

相談会のご案内

★日時

★会場

★連絡先

高校・大学・専門学校の学生には

- ◆生活福祉資金や母子寡婦福祉貸付金
- ◆私立高校の入学準備金や授業料の補助
- ◆日本学生支援機構や県・市等の奨学金
- ◆公立高校の入学金減免

幼稚園・保育所の保育料の減免

- ◆収入や税額、家庭の事情によって、保育所や幼稚園などの保育料が安くなります。

入院助産制度

- ◆安い費用でお産ができます。

●2014年度就学援助の支給内容と金額 (年額)

支給項目	小学校	中学校
学用品費	11,420	22,320
体育実技用具費	スキー(小) 26,020、(中) 37,340 柔道(中) 7,510、剣道(中) 51,940	
入学準備金 (新入学児童生徒学用品費等)	20,470	23,550
通学用品費	2,230	2,230
クラブ活動費	2,710	29,600
修学旅行費	21,190	57,290
生徒会費	4,570	5,450
P T A 会費	3,380	4,190
校外宿泊を伴わないもの	1,550	2,240
活動費 宿泊を伴うもの	3,570	6,010
給食費	実費	
医療費	トラコーマや中耳炎、虫歯など6つの学校病治療費	
日本スポーツ振興センター掛金	小中学校の掛金の2分の1	

【注】表は2014年度の国の基準額。15年度はこれから決まります。実際には自治体や学年によって違います。

★生活保護基準の引き下げに伴い、就学援助や奨学金貸付事業を縮小する自治体があります。申請して制度を利用することで必要性を認めさせ、改善させないようにしていきましょう。

■所得によって各種貸付金が利用できます。

■14年4月から、住民税所得割非課税世帯を対象に高校授業料以外の教育費が支給されています(手続き等は都道府県に問い合わせてください)。

高校の就学給付金制度、貸付金の活用を

■2014年4月から、公立高校授業料無償化制度と私立高校などの就学支援金制度を就学支援金に一本化、所得制限を導入しました(申請が必要です)。

高校就学支援金に所得制限

■就学援助は、条件にあてはまれば入学準備金や学用品費、給食費、医療費などが支給される制度です。

憲法26条「義務教育は無償」

小中学生には

就学援助制度

高校生には
就学支援金・貸付金

利用して
助が
つ
ま
す

